

広島県告示第四百五十号

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成十六年広島県規則第四十七号）第五条第二項の規定によって、広島県縮景園及び広島県立美術館の管理を行う指定管理者から、次のとおり変更の届出があった。

令和三年四月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 指定管理者の名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地

1 名称及び代表者の氏名

イズミテクノ・広島緑地建設・広田造園共同事業体

代表者 株式会社イズミテクノ 代表取締役 本田雅彦

2 主たる事務所の所在地

広島市西区商工センター二丁目三番一号

二 変更事項及び内容

1 変更事項

指定管理者の代表者

2 変更内容

変	更	前	変	更	後
株式会社イズミテクノ 代表取締役 徳田 隆			株式会社イズミテクノ 代表取締役 本田 雅彦		

三 変更年月日

令和三年三月一日